

「身近で学ぶ著作権」研修 実施までの流れ

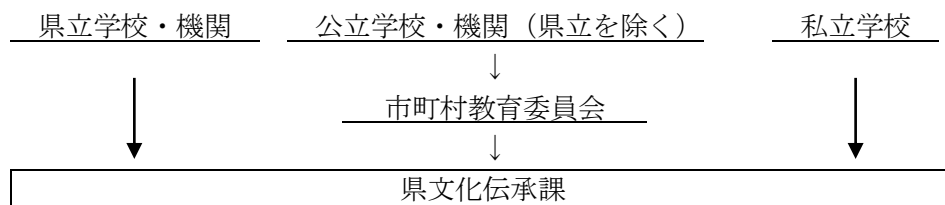
研修実施の希望がある場合については、下記の流れでご連絡ください。

■開催希望日の2か月前まで

- ・県文化伝承課担当に、電話にて開催の希望を連絡する。
- ・開催の日程・内容等について相談・調整を行う。

■開催希望日の1か月前まで

- ・県文化伝承課長あてに、担当者の派遣申請書（様式任意、記入例参照）を下記の流れで提出する。



- ・当日配付する資料、事前調査資料等について担当と打ち合わせを行う。

■研修の実施

申請書記入例

令和 年 月 日

岐阜県文化伝承課長 様

〇〇〇〇〇（申請機関名）

〇〇〇〇〇（代表者氏名）

著作権担当職員派遣申請書

下記により、〇〇〇〇〇〇（研修名）を実施しますので、担当職員の派遣を申請します。

記

- 1 日 時 令和〇年〇月〇日（ ） 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
- 2 内 容 （例）「学校教育と著作権」に関する研修
①著作権制度の概要 ②ケーススタディ
- 3 会 場 〇〇市立〇〇学校 大会議室
（〇〇市〇〇町 〇〇〇－〇〇）
- 4 予定人数 △△人
- 5 その他

担当者 〇〇〇〇
連絡先 TEL
FAX
e-mail